

(株式会社千趣会第66期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策による消費支出の拡大や新興国市場の需要拡大による輸出の回復などから一部に改善の兆しが見られるものの、雇用情勢や家計所得の水準は引き続き厳しい状況で推移しております。小売業界におきましても、消費者の低価格志向と生活防衛意識の高まりなどから、個人消費は足踏み状態が続いております。また通信販売業界におきましては、新たなネット通販企業の参入などによりネット上における競争がますます激しくなっており、価格競争や商品・サービスに対する消費者の選別がより厳しさを増し、今後先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループにおきましては、このような状況のもと、平成22年度を最終年度とする『中期経営計画』における重点戦略を推進してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ大幅な減少となる1,368億59百万円（前期比7.1%減）となりました。

利益面に関しましては、売上高は減少いたしました。たな卸資産評価損の減少による原価率低減やネットへの移行によるカタログ費用の削減、また経費の効率化などによる大幅な管理費の削減により、営業利益は34億22百万円（前期は24億5百万円の営業損失）となりました。経常

利益につきましては、為替差損などがあり31億67百万円（前期は14億10百万円の経常損失）となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券評価損・売却損及び減損損失等により20億37百万円（前期は38億11百万円の当期純損失）となりました。

事業別概況

（通信販売事業）

カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は1,182億27百万円（前期比9.7%減）となりました。評価損の減少による売上総利益率上昇と全般的な販売管理費の削減により、営業利益は、28億98百万円（前期は22億85百万円の営業損失）となりました。

①カタログ事業

カタログ事業では、現在18種類のカタログをとおして様々な生活提案を行うとともに千趣会らしさにこだわった商品をお届けしております。

昭和51年のスタート以来、ファッション衣料を中心として服飾雑貨、インテリア、日用雑貨からマタニティ用品、子供服に至るまでの様々なジャンルの商品を会員の皆様のニーズに合わせてお届けし、支持を得てまいりました。

当連結会計年度は、「すむとこ」、「リミースタイル」などカタログの再編や「メンズ暮らす服」、「大人の服」など新カタログの創刊、iPadやWiiなどの新たなチャネルの拡大等、様々な方策を行ってまいりました。またネットにおきましても純ネット売上(※)は増加いたしました。しかしながらカタログ事業全体の売上は前期比マイナスが続きました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,083億21百万円（前期比9.4%減）となりました。（※ 純ネット売上：ネット上で商品をカート(買い物カゴ)に入れ、注文することによる売上）

②頒布会事業

頒布会事業は、オフィスで働く女性を中心に、グループ及び個人の会員の皆様に、毎月定期的に商品をお届けするという販売形態をとっており、他の通販会社とは異なる独自のシステムで事業を展開しております。

当連結会計年度の売上高は新商品の売上低迷と会員数の減少により99億5百万円（前期比12.8%減）となりました。

（その他の事業）

旅行・クレジットなどを主とするサービス事業、店舗事業、ペット事業、法人向けの商品・サービスを提供する法人事業及びブライダル事業を行う(株)ディアーズ・ブレインを合わせた、その他の事業の当連結会計年度の売上高は、法人事業における業務受託売上の増加やブライダル事業における挙式数の増加により186億32百万円（前期比14.1%増）となりました。その結果、営業利益は4億57百万円（前期は1億90百万円の営業損失）となりました。

事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

事業の種類 セグメントの 名称及び品目	第 65 期		第 66 期		前期比増減額 (△は減)	前期比増減率 (△は減)	
	平成21年1月1日から 平成21年12月31日まで		平成22年1月1日から 平成22年12月31日まで				
	金額	構成比	金額	構成比			
通信販売事業	衣料品	57,424	39.0%	50,926	37.2%	△6,497	△11.3%
	インテリア	29,307	19.9	27,501	20.1	△1,806	△6.2
	生活雑貨	21,490	14.6	19,426	14.2	△2,064	△9.6
	服飾雑貨	15,042	10.2	13,699	10.0	△1,343	△8.9
	食品	5,727	3.9	5,378	3.9	△348	△6.1
	その他	1,974	1.3	1,294	1.0	△680	△34.4
小計	130,967	88.9	118,227	86.4	△12,740	△9.7	
その他の事業	16,325	11.1	18,632	13.6	2,307	14.1	
合計	147,292	100.0	136,859	100.0	△10,433	△7.1	

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、総額13億26百万円であります。そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、15億46百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え借入金でまかないました。

また、当社は、取引金融機関と総額153億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成25年12月期（第69期）を最終年度とする3ヵ年の『中期経営計画』を策定いたしました。

①『中期経営計画の基本方針』

i “新しいベルメゾン”の創造

- ・ベルメゾンを1つの戦略単位と捉え、商品開発機能と販売機能に分離し、市場の変化をいち早く察知し、他社に先駆けた対応と「ここでもしか買えない」価値を追求したオリジナル商品開発強化により、顧客にとって必要であると思われるベルメゾンを創造します。
- ・一社単独でネットサイトを運営している強み、自社で商品開発できる強みを活かし、ネットビジネスにおいても競争力を維持できる通販インフラへの変革により、ベルメゾンネットの拡大を図ります。

ii ネットビジネスの強化

- ・ベルメゾンネットとベルメゾンネット以外のネット事業との連携を強化し、顧客資産の戦略的共有や品揃えの拡大、商品力強化、仕組みの整備により、事業シナジーを最大限発揮しグループ全体でのネットビジネスの強化を図ります。
- ・ベルメゾンネットとは異なる専門店型ECサイトを子会社において複数育成し、グループ全体の売上利益の拡大を図ります。

iii ブライダル事業の拡大

- ・ブライダル事業を行っている(株)ディアーズ・ブレインにおける投資を継続し事業拡大を図るとともに、“結婚”を既存事業にとって重要な情報として戦略的に捉え、グループ内での連携を強化し、グループ全体での顧客基盤の拡大を図ります。

iv 高品質でローコストな事業運営の実施

- ・ グループ全体が原点に立ち返り、お客様に満足を感じていただける商品やサービスの提供を最優先に考え実行できる高品質な事業運営を実施します。
- ・ 市場変化に柔軟に対応できるローコストな事業運営をグループ全体で実施します。

②前『中期経営計画（平成20年～平成22年）』の振り返り

i チャネルミックスの推進

カタログ全体の売上は大幅な減少となりましたが、ネット売上は653億円（平成19年度623億円）と増加しました。純ネット売上についても436億円シェア66.8%（平成19年度310億円シェア49.8%）と大幅に増加し、シェア拡大が図れました。

店舗については、市場環境の急激な悪化により積極的な新規出店は控え、収益性に重点を置いた運営方針に変更した結果、25店舗となりました。

ii マルチブランド展開

ベルメゾン傘下のブランドとして、「ベネビス」や「minilabo」などを育成、期間限定店舗の出店などでブランド認知向上を図りました。カタログでは新たに「メンズ暮らす服」、「大人の服」を新創刊、雑貨系媒体のリニューアルを実施、ベルメゾンネットでは「エディテ」、「ベリッシ」など20代向けサイトを展開いたしました。

グループ全体では、花とギフトの専門ショップである(株)千趣会イイハナやゲストハウスウェディングを運営する(株)ディアーズ・ブレインの拡大によりマルチブランド展開を実施いたしました。

iii 顧客層の拡大

20代：20代顧客開拓に向けて「ファッションプラス」のリニューアル、価格帯の見直し、Webのみ商品の拡大、アフィリエイトやリスティング広告等の強化を図りました。

50代：50代会員に向けて平成22年にカタログ「大人の服」を創刊。その結果、会員数は増加しました。

iv SCM（商品供給一連管理）強化

キャッシュ・フロー改善を目的として在庫削減をSCMの最重要課題に位置付け、過剰発注・入荷の抑制、バーゲン販売の強化・早期化、処分販売チャネルの拡大を図りました。

その結果として平成22年度期末在庫は120億円（平成19年度180億円）、在庫回転率も5.1回（平成19年度3.9回）と大幅に好転し、キャッシュ・フローの改善に貢献いたしました。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 63 期 (平成19年12月期)	第 64 期 (平成20年12月期)	第 65 期 (平成21年12月期)	第 66 期 (平成22年12月期)
売 上 高	156,792	158,285	147,292	136,859
経常利益又は 経常損失 (△)	5,626	△4,553	△1,410	3,167
当期純利益又は 当期純損失 (△)	2,494	△6,833	△3,811	2,037
1 株 当 たり 当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	53円60銭	△146円29銭	△84円18銭	47円04銭
総 資 産	98,422	104,059	91,837	90,086
純 資 産	55,955	44,274	37,906	39,411
1 株 当 たり 純資産額 (円)	1,197円62銭	947円19銭	874円89銭	909円99銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱ディアーズ・ブレイン	350 ^{百万円}	100.0 %	ブライダル事業
㈱モバコレ	200	100.0	通信販売業
千趣ロジスコ(株)	95	100.0	荷造梱包業
千趣会コールセンター㈱	60	100.0	テレマーケティング業務の 企画・実施
千趣会ゼネラルサービス㈱	50	100.0	旅行業・情報提供 サービス業
千趣会サービス・販売㈱	50	100.0	顧客対応サービス及び エリアマーケティング

重要な子会社の状況に記載した6社を含み、連結子会社は13社であります。

㈱モバコレは、平成22年11月の株式追加取得に伴い、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、その他の事業として店舗を含む小売事業・ブライダル事業や旅行業などのサービス事業・法人向けの商品・サービスを提供する法人事業等の関連事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本 社	東京都千代田区
(株)モバコレ	本 社	東京都品川区
千趣ロジスコ(株)	本 社	大阪市北区
	鹿沼支社	栃木県鹿沼市
	中部支社	岐阜県可児市
	京都支社	京都府京田辺市
	甲子園支社	兵庫県西宮市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区
千趣会ゼネラルサービス(株)	本 社	大阪市北区
千趣会サービス・販売(株)	本 社	大阪市北区

(9) 従業員の状況

① 当社グループにおける状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	1,073名	2名
その他の事業	372	21
全社(共通)	111	△3
合計	1,556	20

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

② 当社における状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
785名	△16名	39.0歳	11.9年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社への出向社員(75名)は含んでおりません。

2. 社員の定年は、満60歳であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,172 ^{百万円}
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,748
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,555
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	716

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,630,393株 |
| (3) 株主数 | 14,957名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 プ レ ス ト シ ー プ	3,650千株	8.43%
凸 版 印 刷 株 式 会 社	1,838	4.24
有 限 会 社 左 右 山	1,792	4.14
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,665	3.85
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,509	3.49
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,319	3.05
千 趣 会 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,032	2.38
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	988	2.28
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	987	2.28
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	813	1.88

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(4,320,645株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成22年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	行 待 裕 弘	
専 務 取 締 役	田 川 喜 一	事業部門担当（ファッション事業本部、ライフスタイル事業本部、育児事業本部、マンスリー事業本部、ギフト&グルメ事業本部）
専 務 取 締 役	田 邊 道 夫	経営企画・管理部門担当（経営企画部、総務本部、ベルメゾンネット推進室、法務本部、業務本部、マーケティング本部、制作本部、国際本部）
常 務 取 締 役	澤 本 荘 八	東京本社担当（東京事業本部、東京総務・広報部）
取締役常務執行役員	朝 田 郁	マンスリー事業本部長、企画本部長、マンスリー事業本部事業運営部長、企画本部ベルメゾン生活スタイル研究所長
取締役常務執行役員	峯 岡 繁 充	ファッション事業本部長、マーケティング本部長、ファッション事業本部事業推進部長、ファッション事業本部スタイルファッション開発部長
取締役執行役員	星 野 裕 幸	東京事業本部長、(株)ペットファースト代表取締役社長、(株)モバコレ代表取締役社長
取 締 役	大 石 友 子	京都学園大学経営学部教授
取 締 役	佐 野 利 勝	
常 勤 監 査 役	鳥 取 捷 二	
常 勤 監 査 役	猪 田 義 廣	
監 査 役	小 泉 英 之	公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、日本金銭機械(株)社外監査役
監 査 役	森 本 宏	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社員、日本金銭機械(株)社外監査役、大阪弁護士会副会長

- (注) 1. 取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役 大石友子、社外監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 4. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度中の役員の「担当及び重要な兼職の状況」の変更は、次のとおりであります。

日付	地位	氏名	変更前	変更後
平成22年 4月1日	取締役常務 執行役員	峯岡 繁 充	ファッション事業 本部長、ファッション 事業本部事業 推進部長、ファッ ション事業本部ス タイルファッション 開発部長	ファッション事業 本部長、マーケテ ィング本部長、フ ァッション事業本 部事業推進部長、 ファッション事業 本部スタイルファ ッション開発部長
平成22年 12月1日	取締役執行 役員	星野 裕 幸	東京事業本部長、 (株)ペットファース ト代表取締役社 長	東京事業本部長、 (株)ペットファース ト代表取締役社 長、(株)モバコレ代 表取締役社長

6. 平成23年1月1日付をもって、次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況を変更いたしました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	行 待 裕 弘	
代表取締役社長	田 邊 道 夫	
専務取締役執行役員	田 川 喜 一	管理部門・東京本社担当（総務本 部、業務本部、事業開発本部）
専務取締役執行役員	澤 本 荘 八	ベルメゾン事業部門担当（EC事業 本部、カタログ事業本部、商品開 発本部、ベルメゾン事業運営部）
常務取締役執行役員	朝 田 郁	企画本部長、マンスリー事業、企 画部門担当（マンスリー事業本部、 企画本部）
取締役執行役員	峯 岡 繁 充	EC事業本部長
取締役執行役員	星 野 裕 幸	事業開発本部長、(株)モバコレ代 表取締役社長

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	175百万円 (13)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	38 (9)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	214 (23)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大石友子氏は、京都学園大学の教授であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役森本 宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員であり、同法人所属の他の弁護士個人と当社は法律顧問契約を締結しております。また、同氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役及び大阪弁護士会の副会長を兼務しておりますが、当社とこれら法人等との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大石友子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 佐野利勝	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小泉英之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森本 宏	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 48百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務を委託しております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士等が実施している子会社の計算関係書類の監査

当社の連結子会社のうち、上海千趣商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」を必要不可欠なものとして認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンスの強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- ②役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。

- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、社長直轄の監査部が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェックするほか、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを10のリスクに分類し、各リスクごとに所管部または委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで四半期ごとに、緊急時には、所管部または委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として規程を制定し、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- ③「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。
- ⑤組織業績のモニタリング指標や評価指標の策定を効果的に支援するフレームワークとして、「BSC(バランススコアカード)」を活用する手法を導入しており、経営会議においてそのレビューと結果のフィードバックを実施する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。
- ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ④グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- ②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- ②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会または所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- ③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- ④監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- ⑤監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- ⑥監査役監査を定期的実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
- ⑦また必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備や重大な欠陥の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査部は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上については株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成20年1月から平成22年12月までの3年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定し実行しております。当社は、この「中期経営計画」を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまで、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において、有効期間を平成19年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下、「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成20年3月28日開催の第63期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成22年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(42,656)	流 動 負 債	(41,318)
現金及び預金	10,855	支払手形及び買掛金	7,932
受取手形及び売掛金	6,362	短期借入金	3,036
有価証券	8	一年内償還予定の社債	766
商品及び製品	12,600	未払金	7,208
原材料及び貯蔵品	123	ファクタリング未払金	13,548
繰延税金資産	1,182	未払費用	2,325
未収入金	8,948	未払法人税等	468
その他	2,816	未払消費税等	178
貸倒引当金	△241	繰延税金負債	0
固 定 資 産	(47,430)	販売促進引当金	656
有形固定資産	(27,218)	為替予約	3,585
建物及び構築物	14,402	その他	1,612
機械装置及び運搬具	878	固 定 負 債	(9,356)
工具、器具及び備品	859	社債	3,286
土地	10,945	長期借入金	5,097
建設仮勘定	0	再評価に係る繰延税金負債	723
その他	131	退職給付引当金	27
無形固定資産	(5,874)	その他	222
のれん	2,580	負 債 合 計	50,675
その他	3,294	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(14,338)	株 主 資 本	(49,966)
投資有価証券	7,761	資本金	20,359
長期貸付金	587	資本剰余金	21,038
敷金及び保証金	1,722	利益剰余金	11,344
繰延税金資産	182	自己株式	△2,775
その他	4,272	評価・換算差額等	(△10,555)
貸倒引当金	△187	その他有価証券評価差額金	△928
資 産 合 計	90,086	繰延ヘッジ損益	△2,342
		土地再評価差額金	△7,117
		為替換算調整勘定	△167
		純 資 産 合 計	39,411
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,086

連結損益計算書

(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		136,859
売上原価		69,447
売上総利益		67,412
販売費及び一般管理費		63,989
営業利益		3,422
営業外収益		
受取利息及び配当金	174	
協賛金収入	109	
持分法による投資利益	48	
その他	286	619
営業外費用		
支払利息	279	
複合金融商品評価損	164	
為替差	256	
その他	173	873
経常利益		3,167
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	4	
貸倒引当金戻入額	28	
その他	19	65
特別損失		
固定資産売却及び除却損	217	
投資有価証券評価損	253	
投資有価証券売却損	110	
減損損失	385	
貸倒引当金繰入額	24	
事業整理損	317	
その他	49	1,358
税金等調整前当期純利益		1,874
法人税、住民税及び事業税		494
法人税等調整額		△668
少数株主利益		12
当期純利益		2,037

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年1月1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年12月31日残高	20,359	21,038	9,517	△2,774	48,140
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△259		△259
当期純利益			2,037		2,037
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			49		49
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	1,827	△0	1,826
平成22年12月31日残高	20,359	21,038	11,344	△2,775	49,966

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年12月31日残高	△1,013	△2,044	△7,067	△122	△10,247	14	37,906
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△259
当期純利益							2,037
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							49
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	84	△297	△49	△45	△307	△14	△322
連結会計年度中の変動額合計	84	△297	△49	△45	△307	△14	1,504
平成22年12月31日残高	△928	△2,342	△7,117	△167	△10,555	-	39,411

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

13社

主要な連結子会社の名称

㈱ディアーズ・ブレイン

㈱モバコレ

千趣ロジスコ㈱

千趣会コールセンター㈱

千趣会ゼネラルサービス㈱

千趣会サービス・販売㈱

千趣運輸㈱につきましては、保有全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

㈱モバコレは、平成22年11月の株式追加取得に伴い、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。ただし、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、損益につきましては持分法により反映しております。

㈱B・B・Sは平成22年12月に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数

9社

主要な非連結子会社の名称

千趣会香港有限公司

連結の範囲から除いた理由 … 上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

2社

持分法を適用した主要な非連結子会社の名称

千趣会香港有限公司

千趣会タイランドは平成22年11月に清算終了したため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用した関連会社の数 2社
持分法を適用した関連会社の名称 (株) センテンス
(株) K. S e n s e

(株)モバコレは、持分法の適用範囲に含めておりましたが、平成22年11月の株式追加取得に伴い、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。ただし、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、損益につきましては持分法により反映しております。

- (3) 持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の第2四半期の末日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

益諾偉信息技术(上海)有限公司

持分法を適用しない理由 …… 上記持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として月別総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

③退職給付引当金

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却についてはその効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

追加情報

当社は、当連結会計年度中に連結納税の承認申請を行い、平成22年12月に承認されましたので、当連結会計年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理をしております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 34,301百万円
3. 担保に供している資産の内訳

(1) 担保資産

現金及び預金（定期預金）	15百万円
建物及び構築物	1,073百万円
計	1,088百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	313百万円
一年内償還予定社債	66百万円
社債	36百万円
長期借入金	413百万円
計	829百万円

4. 保証債務

銀行借入金に対する保証

従業員住宅ローン利用者	16百万円
-------------	-------

5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,916百万円

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	15,300	百万円
借入実行残高	—	百万円
差引額	15,300	百万円

7. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成20年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
3. 剰余金の配当に関する事項

47,630,393株

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年7月29日 取締役会	普通株式	259	6	平成22年6月30日	平成22年9月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	346	8	平成22年12月31日	平成23年3月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。

また、設備計画に基づいて必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の債権不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は社内審査基準に従い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理に関する体制を整備し運用しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

社債、長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金を目的としたものであり、償還日は最長で社債については決算日後5年2ヶ月、長期借入金については決算日後5年1ヶ月であります。

デリバティブ取引は、原則として外貨建営業債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,855	10,855	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,362	6,362	—
(3) 未収入金	8,948	8,948	—
(4) 投資有価証券	6,120	6,120	—
資産計	32,286	32,286	—
(5) 支払手形及び買掛金	7,932	7,932	—
(6) 未払金	7,208	7,208	—
(7) ファクタリング未払金	13,548	13,548	—
(8) 社債（※1）	4,052	4,104	52
(9) 長期借入金（※2）	8,134	8,202	68
負債計	40,875	40,996	120
(10) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,237)	(1,237)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,349)	(2,349)	—
デリバティブ取引（※3）	(3,587)	(3,587)	—

※1. 社債には、一年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額766百万円）を含めて表示しております。

- ※2. 連結貸借対照表では短期借入金に含まれている1年以内に返済される長期借入金（連結貸借対照表計上額3,036百万円）は、長期借入金に含めて表示していません。
- ※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金、(7) ファクタリング未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 社債

これらの時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

- (9) 長期借入金

これらの時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

- (10) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(注2) 非連結子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額539百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額1,067百万円）及び投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額42百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 909円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円04銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(38,925)	流 動 負 債	(37,394)
現金及び預金	7,687	支払手形	1,245
受取手形	130	買掛金	5,802
売掛金	5,919	一年内返済予定の長期借入金	2,660
有価証券	8	一年内償還予定の社債	700
商品及び製品	12,186	未払金	6,269
原材料及び貯蔵品	101	ファクタリング未払金	13,548
前払費用	1,612	未払費用	1,358
繰延税金資産	1,059	未払法人税等	97
短期貸付金	457	未払消費税等	113
未収入金	8,996	預り金	989
その他の金	1,003	販売促進引当金	641
貸倒引当金	△237	為替予約	3,585
固 定 資 産	(45,627)	その他	382
有形固定資産	(22,717)	固 定 負 債	(8,338)
建物	10,015	社債	3,250
構築物	314	長期借入金	4,365
機械及び装置	869	再評価に係る繰延税金負債	723
車両運搬具	1	負 債 合 計	45,732
工具、器具及び備品	622	純 資 産 の 部	
土地	10,893	株 主 資 本	(49,213)
建設仮勘定	0	資本金	(20,359)
無形固定資産	(3,168)	資本剰余金	(21,038)
借地権	0	資本準備金	12,864
ソフトウェア	1,624	その他資本剰余金	8,174
その他	1,543	利 益 剰 余 金	(10,591)
投資その他の資産	(19,740)	利益準備金	1,118
投資有価証券	7,210	その他利益剰余金	9,472
関係会社株	6,901	固定資産圧縮積立金	63
長期貸付金	1,681	海外投資等損失準備金	40
繰延税金資産	16	繰越利益剰余金	9,368
敷金及び保証金	843	自 己 株 式	(△2,775)
長期前払費用	75	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(△10,393)
その他の金	4,044	その他有価証券評価差額金	△928
貸倒引当金	△465	繰延ヘッジ損益	△2,347
投資損失引当金	△568	土地再評価差額金	△7,117
資 産 合 計	84,552	純 資 産 合 計	38,820
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	84,552

損 益 計 算 書

(自 平成22年1月1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		125,966
売 上 原 価		66,491
売 上 総 利 益		59,475
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		56,521
営 業 利 益		2,953
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	450	
そ の 他	228	678
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	255	
為 替 差 損	220	
複 合 金 融 商 品 評 価 損	147	
そ の 他	140	764
経 常 利 益		2,867
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4	
子 会 社 清 算 益	35	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	213	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	253	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	77	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	188	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	323	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	165	
減 損 損 失	337	
事 業 整 理 損 失	150	
そ の 他	100	1,809
税 引 前 当 期 純 利 益		1,110
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		23
法 人 税 等 調 整 額		△419
当 期 純 利 益		1,506

株主資本等変動計算書

(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計		固定資産圧縮積立金	海外投資等損失準備金	別途積立金						
平成21年12月31日残高	20,359	19,864	1,174	21,038	1,118	66	40	13,600	△5,530	9,294	△2,774	47,917		
事業年度中の変動額														
準備金から剰余金への振替		△7,000	7,000	—								—		
固定資産圧縮積立金の取崩						△3			3	—		—		
海外投資等損失準備金の繰入							3		△3	—		—		
海外投資等損失準備金の取崩							△2		2	—		—		
別途積立金の取崩								△13,600	13,600	—		—		
剰余金の配当									△259	△259		△259		
当期純利益									1,506	1,506		1,506		
自己株式の取得											△0	△0		
自己株式の処分			△0	△0							0	0		
土地再評価差額金の取崩									49	49		49		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)														
事業年度中の変動額合計	—	△7,000	6,999	△0	—	△3	0	△13,600	14,899	1,296	△0	1,296		
平成22年12月31日残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	63	40	—	9,368	10,591	△2,775	49,213		

	評価・換算差額等				純資産計 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成21年12月31日残高	△987	△2,047	△7,067	△10,103	37,814
事業年度中の変動額					
準備金から剰余金への振替					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
海外投資等損失準備金の繰入					—
海外投資等損失準備金の取崩					—
別途積立金の取崩					—
剰余金の配当					△259
当期純利益					1,506
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					49
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	59	△299	△49	△290	△290
事業年度中の変動額合計	59	△299	△49	△290	1,006
平成22年12月31日残高	△928	△2,347	△7,117	△10,393	38,820

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 38～50年

機械及び装置 12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は前払費用に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,445百万円
3. 保証債務
銀行借入金に対する保証
従業員住宅ローン利用者 16百万円
仕入債務に対する保証
(株)ペットファースト 1百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権 860百万円
関係会社に対する長期金銭債権 1,328百万円
関係会社に対する短期金銭債務 33百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
再評価を行った土地の当期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 2,916$ 百万円

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	15,300	百万円
借入実行残高	—	百万円
差引額	15,300	百万円

7. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成20年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

売上高	145百万円
営業費用	10,028百万円
営業取引以外の取引高	313百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 4,320,645株

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(1) 流動の部	百万円	(2) 固定の部	百万円
<u>繰延税金資産</u>		<u>繰延税金資産</u>	
繰越欠損金	1,652	複合金融商品評価損	609
繰延ヘッジ損益	594	投資有価証券評価損	531
棚卸資産評価損	272	その他有価証券評価差額金	432
販売促進引当金	259	関係会社株式評価損	420
その他の	551	減価償却超過額	365
<hr/>		<hr/>	
繰延税金資産小計	3,330	繰延ヘッジ損益	353
評価性引当額	2,262	投資損失引当金	229
<hr/>		<hr/>	
繰延税金資産合計	1,068	その他の	572
		<hr/>	
		繰延税金資産小計	3,515
<u>繰延税金負債</u>		評価性引当額	3,331
未払消費税等	8	<hr/>	
<hr/>		繰延税金資産合計	183
繰延税金負債合計	8		
<hr/>		<u>繰延税金負債</u>	
繰延税金資産の純額	1,059	その他有価証券評価差額金	95
		その他の	70
		<hr/>	
		繰延税金負債合計	166
		<hr/>	
		繰延税金資産の純額	16

2. 再評価に係る繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	百万円
再評価に係る繰延税金資産	3,306
評価性引当額	3,306
再評価に係る繰延税金資産合計	—

繰延税金負債	百万円
再評価に係る繰延税金負債	723
再評価に係る繰延税金負債の純額	723

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上している固定資産の他、器具及び備品等の一部については所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱アイズ・ブレイン	直接 100.0%	役員 の 兼任等	資金の貸付 (注1)	450	短期貸付金	420
				貸付金の回収	757	長期貸付金	891
				利息の受取	25	—	—
子会社	上海千趣商貿有限公司	直接 100.0%	役員 の 兼任等	増資の引受 (注2)	893	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けたものであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 896円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 34円79銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 2月16日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水万里夫 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 2月16日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水万里夫 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月18日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役 鳥取捷二 ①

常勤監査役 猪田義廣 ①

社外監査役 小泉英之 ①

社外監査役 森本宏 ①

以上

メ モ

メ モ

メ モ